

麻酔科専門医に関する内規

2013年5月22日制定

2014年5月14日改定

2015年3月27日改定

2016年4月22日改定

2017年3月24日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則 第6条の規定に基づき、この法人の麻酔科専門医（以下、「専門医」という。）の運用に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 専門医とは、この内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、麻酔科関連の臨床、研究に関する十分な知識と技量を有すると認定した麻酔科関連の業務に専従する者をいう。

2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

3 本条第1項の専従とは、前項に掲げる業務を主たる業務とし、週3日以上携わっていることをいい、業務に従事する施設は複数にわたることができる。

(有効期間)

第3条 専門医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。

(認定の取消)

第4条 この法人は、以下に掲げる事由に該当するとき、専門医の資格を取り消す。

- (1) この法人の正会員あるいは名誉会員でなくなったとき
- (2) 専門医が認定の取消を申し出たとき
- (3) 専門医の更新の手続きをしなかったとき
- (4) この法人の理事会が専門医としてふさわしくないと認めたとき

2 この法人が、前項第4号の事由により専門医の資格を取り消すとき、常務理事会は、事前に本人に対し弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第5条 専門医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならぬ。

- (1) 医師臨床研修終了後申請する年の3月31日までに満4年以上、麻酔科専門医研修プログラムに関する内規第2条に定める研修プログラムのもとで麻酔科関連業務に専従し、所定の研修を修了していること
- (2) 認定医の資格を有する。
- (3) 申請する年の会費を完納していること
- (4) 申請する年の3月31日までに認定医取得までの期間も含めて下記の経験症例数を満たすこと。なお、小児と心臓については1症例の担当医を2人までとするが、その他の麻酔症例では1症例の担当は主たる担当医は1名とする。また、1症例を重複して申請することは認めない。

・小児（6歳未満）の麻酔	25症例
・帝王切開術の麻酔	10症例
・心臓血管手術の麻酔（胸部大動脈手術を含む）	25症例
・胸部外科手術の麻酔	25症例
・脳神経外科の麻酔	25症例
- (5) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること
- (6) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードを取得していること

(臨床実績)

第6条 この内規第5条第2号および第5号に定める麻酔科関連業務への従事にかかる証明は、所属長等が発行する麻醉経歴書の写し、臨床実績報告書とする。

(研究実績)

第7条 この内規第5条第4号に定める研究実績は5単位とし、学術集会等への参加による実績および学術発表による実績に区分する。

- 2 学術集会への参加による実績は3単位とし、この法人の年次学術集会への参加による実績1.5単位を含まなければならない。
- 3 学術発表による実績は2単位とし、この法人が主催する学術集会等での発表あるいはこの法人の機関誌、準機関誌への発表のいずれか、またはその組み合わせによる実績1単位を含まなければならない。
- 4 同じ施設で並行して開催される複数の学術集会等への参加による実績は、主たる学術集会に限り算定することができる。ただし、参加証明書等が発行される国際的な学術集会等お

より講習会に参加したときは、この限りではない。

- 5 研究実績は、別表により算定する。

(申 請)

第 8 条 専門医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

(1) 専門医新規認定申請書	1 部
(2) 職務経歴書の写し	1 部
(3) 麻酔経歴書の写し	1 部
(4) 臨床実績報告書（5年分）	1 部
(5) 専門医実績目録	1 部
(6) 麻酔科専門医研修プログラム終了証	1 部
(7) 写真	会告で定める部数

2 専門医の認定申請の受付期間は、毎年5月1日から6月30日とする。

3 専門医認定の審査料は、この内規第10条に定める試験科目ごとに10,000円とし、申請時に納付する。申請後2週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(審 査)

第 9 条 専門医の認定審査は、書類審査ならびに筆記試験、口頭試験および実技試験とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が必要と認めたときは、別に実地試験を課すことができる。

- 2 筆記試験、口頭試験および実技試験は、試験科目ごとに受験することができる。
- 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

第 10 条 いずれかの科目に最初に合格した年から4年以内に、全ての科目に合格しなかったとき、すでに合格している科目の合格を取り消す。

(認定・登録)

第 11 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に専門医登録料10,000円を納付する。2週間後納付が確認されなかった場合は合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を専門医として登録する。専門医として登録した者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。

4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第3章 更新認定

(更 新)

第12条 専門医資格の有効期間が終了し、引き続き専門医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に日本専門医機構麻酔科専門医事前審査に関する内規に従い、更新の手続きをしなければならない。

第4章 補 則

(雑 則)

第13条 この内規に定める事項のほか、専門医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

第14条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2019年4月1日以降に専門医の新規認定審査を受けようとする者、2019年4月1日以降に専門医の認定期間を終了し、専門医を更新する者、または2021年4月1日以降に暫定専門医の認定期間を終了する者に適用する。
2. 2013年度以前に医師臨床研修制度を修了した者または、2003年度以前に医師免許を取得した者で2023年度までに専門医の新規認定審査を受けようとする者、2019年3月31日以前に麻酔科専門医の認定期間終了し、専門医を更新する者、または2020年3月31日もしくは2021年3月31日に暫定麻酔科専門医の認定期間を終了する者は別に定める申し合わせを参照する。
3. この内規の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科専門医に関する細則（2012年6月6日制定）は、2014年3月31日に廃止する。